



## 高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申に基づいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。

## 高規格幹線道路の整備体系

高規格幹線道路 約14,000km

山口県内における延長

- A路線:** 高速自動車国道(国土開発幹線自動車道等) 約11,520km (既供用9,158km) → 約399km(既供用257km)
- うち新直轄区間 約334km (既供用671km)
- B路線:** 国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路 (一般国道の自動車専用道路) 約2,480km (既供用1,971km)
- A'路線:** 高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路 既供用1,073km → 約72km(既供用40km)

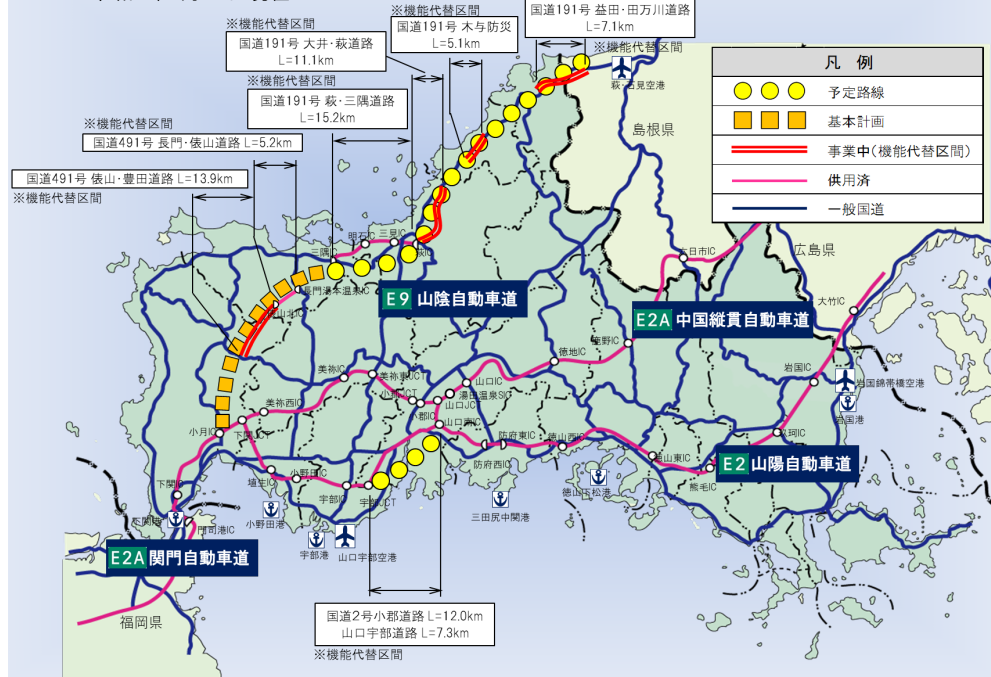
令和4年6月25日現在

## 高規格幹線道路ができるまで



## 山口県の高規格幹線道路

令和4年6月30日現在



## 路線別進捗状況

路線名	区間	延長 (km)	予定期間	基本計画	整備計画	施工命令	供用開始
E2A 中国縦貫自動車道	県境～鹿野IC	23.3	S39.616 (国縦道法による)	S42.11.22(第17回)	S46.6.1(第21回)	S46.6.1	S58.3.24
	鹿野IC～山口IC	36.8					S55.10.17
	山口IC～小郡IC	12.7		S40.11.1(第14回)	S41.7.25(第16回)	S43.4.1	S50.4.1
	小郡IC～美祢IC	18.1					S49.7.31
	美祢IC～小月IC	26.4					S48.11.14
小月IC～下関IC	15.5						
計	132.8						
E2 山陽自動車道	県境～岩国IC	7.0	(S41.7.1 (国縦道法による))	S46.6.8(第21回)	S48.10.19(第23回)	S48.10.19	S63.3.29
	岩国IC～玖珂IC	14.1					H4.6.25
	玖珂IC～熊毛IC	12.2					H2.12.20
	熊毛IC～徳山東IC	11.8					H2.3.30
	徳山東IC～徳山西IC	18.0					S61.3.27
	徳山西IC～防府東IC	12.6					S62.12.4
	防府東IC～山口JCT	18.0					
山口JCT～宇部JCT	約27	S62.9.1 (国幹道法による)	H1.2.27(第28回)	H3.12.3(第29回)	H5.11.19	H13.3.11	
宇部JCT～下関JCT	28.1						
計	約148.8						
E2A 関門自動車道	下関IC～県境	2.3	S43.3.11 (高速国道法による)	-	S43.3.19(第18回)	S43.4.1	S48.11.14
	(下関IC～門司IC)	(9.4)					
計	2.3						
E9 山陰自動車道	県境～長門市三隅	約65	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定
	長門市三隅～美祢市	約50					H9.2.5(第30回)
計	約115						